

種目・ 発達段階	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
道徳 A	ノンタンあそぼうよ(1) ノンタンぶらんこのせて	偕成社	清野 幸子	「10までかぞえたら、かわる」と言ったノンタンと友達の関わりを通して、約束や友達の大切さを学ぶ物語として構成されている。 10までをノンタンたちが数える場面を通して、10までの数唱も学べるよう配慮されている。 挿絵やリズムのある文章を通して、楽しく学ぶことができるよう工夫されている。	体裁は18.0×15.5cmで、ページ数は32ページである。 表紙は厚く、堅ろうである。 昭和51年（1976年）発行
	どうぞのいす	ひさかたチャイルド	香山 美子	うさぎさんが作った小さな椅子から「おいしい」と「うれしい」のバトンが繋がっていくようなお話である。 「どうぞ」の言葉をきっかけに、感謝する気持ちを表す様子を、動物たちの表情や行動から分かるよう構成されている。 子どもたちに馴染みのある動物や木の実などの食べ物などにより、関心が高まるよう工夫されている。	体裁は24.3×20.9cmで、ページ数は32ページである。 表紙は堅ろうである。 昭和56年（1981年）発行
	木村裕一・しあけ絵本 (12) げんきにごあいさつ	偕成社	木村 裕一	主人公のうさたが様々な動物たちと挨拶を繰り返すことにより、自ら挨拶しようとする態度が見に付いていくお話である。 仕掛けの扉を開けると、挨拶の文字が太字で書かれており、どのように使い、どのように受け答えするのかが分かりやすいよう配慮されている。 明るい色彩で描かれた絵や、扉の仕掛けを開閉することで、興味を引き付けられるよう工夫されている。	体裁は24.5×20.5cmで、ページ数は24ページである。 表紙はビニール装丁である。 平成元年（1989年）発行
	みち	福音館書店	五味 太郎	狭い道、広い道、一本道、分かれ道、飛行機の道、汽車の道と、次々に多様な道「みち」を通っていく様子を、簡単な繰り返しの文で構成されている。 分かれ道で立ち止まり、一步を踏み出したその中で、様々な種類の道があること、どのような道に進むか迷ってよいこと、どの道だってよいのだとうことを伝える内容となっている。	体裁は26×24cmで、ページ数は24ページである。 表紙は堅ろうである。 平成31年（2019年）発行
	おさんぽのおやくそくだもの	あかね書房	きだにやすのり	かわいいくだものたちのおさんぽを通して、自転車や車の危険性と、信号の見方や横断歩道の渡り方等の交通ルールを優しく伝える交通安全絵本である。 短い文かつ、イラストには必要なものだけが描かれているので、シンプルで大事なことが伝わりやすく構成されている。	体裁は18×19cmで、ページ数は24ページである。 表紙は堅ろうである。 令和3年（2021年）発行
	ごあいさつのやくそくだもの	あかね書房	きだにやすのり	恥ずかしがりやで、挨拶が苦手な登場人物が、仲間のおかげで、気持ちよく挨拶ができるようになるお話である。 昼や夜の場面転換には時計が描かれ、時間への意識も育むことができるよう配慮されている。 挨拶の声を出す楽しさと気持ちよさがよく伝わるよう、工夫されている。	体裁は、18.7cm×19cmで、ページ数は24ページである。 令和7年（2025年）発行

種目・ 発達段階	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
道徳 B	おすわりくまちゃん	岩崎書店	シャーリー・パレント	<p>いすが4つ並んでいて、そのいすにくまが1匹ずつ順番に座っていくという繰り返しで、心地良く話が進む構成となっている。</p> <p>最後に5匹目が来て、先に座った子たちと、後から来た子の心の動きの両方の気持ちを感じることができるように配慮されている。</p> <p>表情や動きの一つ一つや、イラストの色合いが優しい気持ちを育むよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、22cm×26cmで、 ページは、32ページである。 平成22年（2010年）発行</p>
	だいすきぎゅつぎゅ	岩崎書店	フィリス・ゲイシャイトー	<p>朝ご飯を食べたあとに「ぎゅっ！」、本を読んだあとに「ぎゅっ！」、さんぽしたあとに、「ぎゅっ！」と、母が子を何度も抱きしめる繰り返しのストーリー構成となっている。</p> <p>時計のイラストが挿絵に使われている場面も随所にあり、時刻への意識もできるよう配慮されている。</p> <p>「おはよう」から「おやすみなさい」までの1日の流れを学ぶこともできるよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、22.2cm×22.1cmで、 25ページである。 平成24年（2012年）発行</p>
	ね、ぼくのともだちになつて	偕成社	エリック・カール	<p>小さなねずみが友達を求めて出かけていくお話である。ページをめくるごとに発見があり、自分なりの物語をふくらますことができる構成となっている。</p> <p>身体の特徴を見て、それぞれの動物の個性や特性を捉えたり、たくさん「ね、ぼくのともだちになつて」と声をかけ、最後にやっと友達になれる場面から喜びを感じたりすることができる内容となっている。</p>	<p>体裁は24.4×19.4cmで、 ページ数は127ページである。 表紙は堅ろうである。 平成3年（1991年）発行</p>
	講談社の年齢で選ぶ知育絵本 4・5・6さいのきもちをつたえることばのえほん	講談社	木坂 潤	<p>家庭や学校生活で役立つものを、「あいさつのことば」や「おもいやりのことば」、「きもちをあらわすことば」及び「そのほかのことば」の四つのテーマ別にまとめて構成されている。</p> <p>一日の生活の中で使う「気持ちを伝える言葉」をお話で疑似体験でき、コミュニケーションの力が養えるよう配慮されている。</p> <p>平仮名と片仮名（ルビ付き）で綴られたオムニバス形式であり、読みやすく工夫されている。</p>	<p>体裁は24.4×19.4cmで、 ページ数は127ページである。 表紙はビニール装丁で、 堅ろうである。 平成26年（2014年）発行</p>
	みんなのきもちがわかるかな? おもいやりの絵本	金の星社	WILLこども知育研究所	<p>家族や友達と関わる場面や公共の場において、相手や他者の気持ちを考えた行動について学習できるよう構成されている。</p> <p>様々な場面や行動について相手がどのような気持ちになるかが示されており、子どもが相手の気持ちを想像できるよう配慮されている。</p> <p>場面や表情が分かりやすいイラストで示されており、子どもが様々な場面にあふれている「思いやり」について視覚的に理解できるよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、23.6×23.5cmで、 ページ数は48ページである。 表紙はビニール装丁で、 堅ろうである。 平成29年（2017年）発行</p>

種目・ 発達段階	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
道徳 B	よみきかせえ ほん 日本と世界の 昔ばなし	成美堂出版	渡辺 弥生	<p>ももたろうやマッチ売りの少女など、日本と世界の厳選された12話が綴られている。</p> <p>物語に触れることで、自分や他人の気持ちを理解したり伝えたりする感情を育むことができる内容になっている。</p> <p>漢字には全て振り仮名が付けられている。文末には「このお話しで伝えたすこと」が記載されており、指導の参考となるよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、24.3 × 19cmで、 ページ数は95ページである。</p> <p>表紙は堅ろうである。 平成31年（2019年）発行</p>
道徳 C	おはなしプレ NEO 心やさしく 賢い子に育つ みじかい おはなし 3 6 6	小学館	小学館編	<p>1年の暦に合わせた、昔話や物語、歌・詩、神話、伝統、行事、知識及び不思議の九つのジャンルから366のお話が集められている。</p> <p>物語から学ぶ教訓、子どもたちに培ってほしい感性など、それぞれのお話の中でメッセージとして分かりやすく紹介している。</p> <p>全ての漢字に振り仮名が付けられており、挿絵が豊富で親しみやすいよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、24.8 × 19.5cm で、ページ数は415ページである。</p> <p>表紙は堅ろうである。 平成29年（2017年）発行</p>
道徳 C	学校では教え てくれない大 切なこと (2) 友だち関係 (自分と仲良 く)	旺文社	生駒 大壱	<p>様々な場面において、自分の気持ちや身近な人々との関わりなどについて気付いたり理解したりできるよう構成されている。</p> <p>学校や家庭で実際に経験することの多い場面が例示されており、生活経験に応じて学習できるよう配慮されている。</p> <p>子どもが身近に感じられる登場人物やストーリーがマンガで描かれており、興味・関心を引くよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、21.0 × 15.0cm で、ページ数は152ページである。</p> <p>表紙は厚紙である。 平成27年（2015年）発行</p>
道徳 C	学校では教え てくれない大 切なこと (6) 友だち 関係（気持ち の伝え方）	旺文社	生駒 大壱	<p>子どもが感じる気持ちの解説を通して、身近な人々との関わりなどについて理解し、表現できるよう構成されている。</p> <p>子どもが経験する場面と関連付けて例示されており、生活経験に応じて学習できるよう配慮されている。</p> <p>子どもが身近に感じられる登場人物やストーリーがマンガで描かれており、興味・関心を引くよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、21.0 × 15.0cm で、ページ数は152ページである。</p> <p>表紙は厚紙である。 平成27年（2015年）発行</p>
	くらしに役立 つソーシャル スキル -よ りよく暮ら す・働く・樂 しむ-	東洋館	石塚謙二他	<p>「自分のこと」「相手のこと」「将来のこと」をテーマに、自分と社会との関連を考えながら知識及び技能の習得が図られるよう構成されている。</p> <p>多くの項目で、自己や他者の考えを記述する欄が設けられている。</p> <p>文章での説明を基本に、必要に応じてイラストを活用して、分かりやすく学べるよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、25.8 × 18.6cm で、ページ数は170ページである。</p> <p>表紙は、ビニール装丁 で、堅ろうである。 令和3年（2021年）発行</p>

札幌市立特別支援学校高等部用教科用図書及び一般図書

□市立札幌豊明高等支援学校

一
等
50
一

種目	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
地図	新編 新しい 社会 地図	東京書籍	石丸 哲史 他	<p>文部科学省の検定教科書である。日本地図や世界地図の他、世界の気候や世界の文化等の資料が豊富に掲載されている。</p> <p>SDGsなど現代社会の課題に関するテーマを扱い、持続可能な社会への関心を高められるよう配慮されている。</p> <p>各ページに掲載されているQRコードから、より詳しい資料を見ることやデジタル地図を活用することができ、より多角的な視点から学べるよう工夫されている。</p>	<p>体裁はA4判で、ページ数は176ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和7年（2025年）発行</p>
職業	ひとりだちす るための進路 学習 —明日へのス テップー	日本教育 研究出版	関口 トシ子	<p>就労に向けた基礎的な知識や技能を身に付けることができるよう、「働くこと」や「働くために」、「社会人になる」などの六つの章で構成されている。</p> <p>4色カラーで見やすく、考えながら記入できる箇所もあり、実践的な内容となっている。</p>	<p>体裁はB5版で、ページ数は120ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成29年（2017年）発行</p>
外国語	Learning World 1 STUDENT BOOK (3rd Editon)	アプリコッ ト出版	中本 幹子	<p>自己紹介や日常会話、時間等、基礎的な内容を中心に10のユニットで構成されている。</p> <p>左ページでは歌やチャンツで単語や表現を学習することができ、右ページに掲載されているアクティビティを行うことで学習内容の定着を図ることができるよう構成が工夫されている。</p> <p>各ページのQRコードを読み込むことで、歌や会話を1人1台端末でも再生することができる。</p>	<p>体裁はA4判で、ページ数は76ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和4年（2022年）発行</p>
情報	図説情報 I 新 訂版	実教出版	萩谷 昌己 高橋 参吉 他	<p>文部科学省の検定教科書である。全6章から構成されており、情報セキュリティやスライド資料の作成、プログラミング等、情報社会で生きる上で必要な知識について学ぶことができる。</p> <p>概念図やフローチャートなどを多用し、文字だけでは理解しにくい内容も視覚的に分かりやすいよう配慮されている。</p> <p>「身近な情報通信技術」「ICTを活用した住宅」など、日常生活に結びついた内容のコラムが多く、親しみやすいよう工夫されている。</p>	<p>体裁はAB判で、ページ数は184ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和8年（2026年）発行 予定</p>

□市立札幌みなみの杜高等支援学校

種目	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
国語	新版六訂 カラー版 新国語便覧	第一学習社	松本 洋介	<p>国語の学習を進める上で必要となるあらゆる情報が網羅されており、「古文の学習」「現代文の学習」「漢文の学習」「表現の学習」「言葉の学習」の5部で構成されている。</p> <p>多彩なカラー写真・図版で、学習に役立つ情報が視覚的に分かりやすく整理されており、漢字1字ごとに振り仮名が付けられているなど工夫されている。</p>	<p>体裁は、25.8×18.3cmで、ページ数は520ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和5年（2023年）発行</p>
職業	知的障害・発達障害の人たちのための 新・見てわかるビジネスマナー集	ジアース教育新社	「新・見てわかるビジネスマナー集」企画編集委員会	<p>社会人として、また、就労の継続を目指して、基本的なビジネスマナーを学ぶことができる内容になっている。</p> <p>生徒自身が内容を理解し、実行しやすいよう分かりやすい言葉とイラストが多く使われるなど工夫されている。</p>	<p>体裁は、28×21cmで、ページ数は102ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和2年（2020年）発行</p>
家庭	新家庭科資料	新学社	新学社編集部	<p>「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」の3章で構成されており、実生活に役立つ具体的な資料が多く掲載されている。</p> <p>写真や図など視覚的に分かりやすい内容となっている。</p>	<p>体裁は、28×21cmで、ページ数は102ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和2年（2020年）発行</p>
情報	見てわかる情報モラル第3版	日本文教出版	日本文教出版編集部	<p>基礎的基本的な情報モラルに関する事項に加え、生徒が陥りやすい事例を項目毎に分けて分かりやすく解説されている。</p> <p>各事例がカラーの4コマ漫画で取り上げられているなど、生徒が興味を引きやすい構成になっている。</p>	<p>体裁は、25.7×18.2cmで、ページ数は48ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成28年（2016年）発行</p>

□市立札幌北翔支援学校高等部

種目	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
国語	にほんご	福音館書店	安野 光雅	<p>基礎的基本的な情報モラルに関する事項に加え、生徒が陥りやすい事例を項目毎に分けて分かりやすく解説されている。</p> <p>各事例がカラーの4コマ漫画で取り上げられているなど、生徒が興味を引きやすい構成になっている。</p>	<p>体裁は、25.7 × 18.2cmで、ページ数は48ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成28年（2016年）発行</p>
社会	障害のある人が使える支援	手をつなぐ育成会連合会	又村 あおい	<p>生活のために必要なお金のことや医療費のこと、通所グループホームなどの福祉サービスのことなど、全6パートで構成されている。</p> <p>障がいのある人が地域で暮らしていくために必要なサービスを受ける方法を学ぶことができる。</p>	<p>体裁は、B5判で、ページ数は122ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和6年（2024年）発行</p>
職業	みんなのためのルールブック あたりまえだけどとも大切のこと	草思社	ロン・クラーク	<p>子どもが学校生活や社会生活を円滑に送るために必要な50のルールを、短いことばや絵で学習できるよう構成されている。</p> <p>一緒に学習する指導者とともに、子どもが「どうしてそういうことが大切なのか」を考えることができるよう工夫されている。</p> <p>漢字には全て振り仮名が付けられている</p>	<p>体裁は18.0 × 13.5cmで、ページ数は112ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成16年（2004年）発行</p>

□市立札幌山の手支援学校高等部普通科重複障がい学級

種目	図書名	発行者	著者名	選定理由	備考
美術	美術1	光村図書	酒井 忠康 他	<p>制作技法について的確に分かりやすく掲載されており、見通しをもった制作活動を行うことができるような構成となっている。</p> <p>作品や資料の画像が大きく記載されており、鑑賞や制作活動の参考にしやすいよう工夫がなされている。</p> <p>西洋美術、日本美術、美術史などの資料が充実しており、鑑賞を通して豊かな発想を育むことができる。</p>	<p>体裁は、A4変形判で、ページ数は133ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和8年（2026年）発行予定</p>
	美術2	光村図書	酒井 忠康 他	<p>「絵画・彫刻」「デザイン」「映像メディア表現」の3章からなり、日本の美術だけではなく世界の美術や現代アートまで幅広く触れられるようになっている。</p> <p>環境問題をテーマにした作品やSDGsに関連した作品が多く掲載されており、社会や環境と美術とのつながりを考えることができるよう工夫されている。</p>	<p>体裁は、A4変形判で、ページ数は73ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和5年（2023年）発行</p>
	美術3	光村図書	酒井 忠康 他	<p>「絵画・彫刻」「デザイン」「映像メディア表現」の3章からなり、日本の美術だけではなく世界の美術や現代アートまで幅広く触れられるようになっている。</p> <p>様々な職業の紹介や、美術と関わる仕事をしている方々へのインタビュー、ポートフォリオの作り方などが掲載されており、卒業を控えた生徒が、自身の将来への手がかりを得られるよう、工夫されている。</p>	<p>体裁は、A4変形判で、ページ数は41ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和4年（2022年）発行</p>
職業	ひとりだちするための進路学習－明日へのステップ－	日本教育研究出版	関口 トシ子	<p>就労に向けた基礎的な知識や技能を身に付けることができるよう、「働くこと」や「働くために」、「社会人になる」などの六つの章で構成されている。</p> <p>4色カラーで見やすく、考えながら記入できる箇所もあり、実践的な内容となっている。</p>	<p>体裁はB5版で、ページ数は120ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成29年（2017年）発行</p>
情報	見てわかる情報モラル第3版	日本文教出版	日本文教出版編集部	<p>基礎的基本的な情報モラルに関する事項に加え、生徒が陥りやすい事例を項目毎に分けて分かりやすく解説されている。</p> <p>各事例がカラーの4コマ漫画で取り上げられているなど、生徒が興味を引きやすい構成になっている。</p>	<p>体裁は、25.7×18.2cmで、ページ数は48ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>平成28年（2016年）発行</p>
道徳	私たちの未来 未来の私たち	開隆堂	加部 務 他	<p>学習指導要領に基づき、中学校の道徳科における22の内容項目を取り上げ、知的障害教育における自立活動やキャリア教育、主権者教育、セルフ・アドボガシーの視点を重視した授業展開ができる構成である。</p> <p>1時間の授業で1つの内容項目を指導できるように工夫されている。内容項目ごとに4ページとして、最初の見開き2ページで題材を示し、次の見開き2ページで題材に関しての自分の考えを整理することができるようになっている。</p>	<p>体裁は、21.0×25.8cmで、ページ数は111ページである。</p> <p>表紙はビニール装丁である。</p> <p>令和5年（2023年）発行</p>

議案第2号

学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

令和7年（2025年）8月7日提出

教育長 山根 直樹

学校職員の懲戒処分に関する指針を別紙のとおり改正する。

（理 由）

教職員と児童生徒間の不適切な連絡方法を非違行為として明記することで、不祥事を未然に防止する抑止力とするため、学校職員の懲戒処分に関する指針を改正する。

議案資料目次

学校職員の懲戒処分に関する指針（改正案）	．．．．．	P 1 ~ 1 0
標準例一覧	．．．．．	P 1 1 ~ 1 3
新旧対照表	．．．．．	P 1 5

学校職員の懲戒処分に関する指針

〔平成24年7月18日〕
〔教育委員会決定〕

平成30年 1月30日 一部改正

平成31年 4月23日 一部改正

令和 元年12月17日 一部改正

令和 4年 3月29日 一部改正

令和 6年 2月26日 一部改正

令和 7年 5月12日 一部改正

令和 7年 月 日 一部改正

第1 基本事項

1 目的

札幌市においては、平成24年5月に懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、職員の非違行為を未然に防止する目的から「懲戒処分の指針」を策定した。

学校に勤務する職員の職務は、児童生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものであり、公務員の中でも高いモラルが求められるものである。また、処分の量定を決定する際には、児童生徒との関係や本市教育への影響を考慮することも必要とされる。

本指針は、こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を、市長部局の指針を基本としつつ、学校現場に特有の事由を追加・補正した上で、策定するものである。

2 処分量定について

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか

(3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

(4) 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

(5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

3 処分の加重について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を加重することができる。

(1) 児童生徒の良好な教育環境や保護者等の信頼を著しく損なう事態を招いたとき

(2) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき

(3) 非違行為を継続した期間が長期に渡るとき

(4) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき

(5) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

(6) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

(7) 非違行為を隠ぺいしたとき

4 処分の軽減等について

次のいずれかの事由があるときは、処分量定を軽減すること又は処分を行わないことができる。

(1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出て、被害が最小限に抑えられたとき

- (2) 非違行為を行うに至った経緯等その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

5 報告義務

標準例に掲げるような非違行為を行った職員は、速やかに校（園）長に報告しなければならない。

なお、教育委員会への報告については、校（園）長が札幌市立学校管理規則に基づき対応するものとする。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱するなどして職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

他の職員に対する暴行、暴言等により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(6) 公文書偽造、私文書偽造等

公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された文書を行使した職員は、免職、停職又は減給とする。

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 政治的行為の制限違反

地方公務員法第36条の規定又は教育公務員特例法第18条の規定若しくは人事院規則14-7に違反して政治的行為をした職員、及び政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員、並びに公務員又は教育上の地位を利用して選挙活動をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(11) 営利企業等従事

任命権者の許可なく、営利を目的とする会社等の役員等に就任し、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て何らかの事業又は事務に従事した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に

属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報の盗難、紛失又は流出

過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(14) 個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

(15) 不適切な事務処理

故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、具体的な行為の状況、その支障の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(16) ハラスメント行為

ハラスメント行為が確認された職員は、具体的な行為の態様、悪質性の程度等に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

(17) 収賄

職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

2 公金物品取扱い関係

(1) 横領

公金又は物品を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は物品を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は物品を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は物品を紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

(6) 物品損壊

故意に職場において物品を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において物品の出火を引き起こした職員は、減給又は戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(9) 公金物品処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 児童生徒に対する非違行為

(1) 体罰

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に常習的に、若しくは態様が特に悪質な体罰をし、又は体罰を行った事実を隠ぺいした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童生徒に上記ア及びイに掲げる以外の体罰をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 不適切な指導等

児童生徒に著しく不適切な指導又は言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) わいせつ行為等

ア 別表に掲げる児童生徒性暴力等をした職員は、免職とする。

イ 上記アに掲げる児童生徒性暴力等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ わいせつな言辞等の性的な言動（以下、「わいせつな言動」という。）をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

エ 上記ウにおいて、わいせつな言動を繰り返した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) いじめへの対応

ア 不適切な指導及び言動等により、児童生徒間のいじめに加担し、又は助長し、重大な状態を招いた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ 児童生徒間のいじめの実態を把握しながら、適切な対応を怠り、又は放置し、重大な状態を招いた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) S N S 等を使用した児童生徒との私的なやり取り

校長の許可を受けることなく、S N S（※）、メール、電話等を使用し、児童生徒と私的なやり取りを行った職員は、戒告とする。

※ 「S N S」とは、インターネット上で提供されるウェブ（Web）サービスを利用して、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやり取りを可能とする情報伝達媒体

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、停職、減給又は戒告とする。

(5) 公務執行妨害

公務の執行を妨害した職員は免職、停職又は減給とする。

(6) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(7) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金及び物品を除く。）を横領した職員は、免職とする。

イ 遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(9) 住居等侵入

正当な理由なく、人の住居等に侵入した職員は、免職、停職又は減給とする。

(10) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職とする。

(11) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、免職又は停職とする。

(12) 公租公課の滞納

公租公課を滞納し、給与の差押えを受けた場合で、公務に対する信用を失墜させ、又は公務に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等を所持、使用又は譲渡した職員は、免職とする。

(14) 酗釈による粗野な言動等

酗釈して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(15) わいせつ行為等

ア 別表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。

イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(16) その他刑法又は特別刑法違反

上記に掲げるものを除くほか、刑法又は特別刑法（刑法以外の刑罰法規。条例を含む。）に規定する罪を犯した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、免職、停職又は減給とする。

第3 適用期日

本指針は、令和7年 月 日以降に発生した非違行為より適用する。

第4 交通事故・違反の基準等について

交通事故・違反の基準等については、「学校職員の交通事故等に係る措置について」（平成18年2月6日）によるものとする。

別表

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 不同意わいせつ（第176条） 不同意性交等（第177条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 不同意わいせつ等致死傷（第181条） 十六歳未満の者に対する面会要求等（第182条） 淫行勧誘（第183条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的の人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） (第18条、第19条、第20条)
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	性的姿態等撮影（第2条） 性的映像記録提供等（第3条） 性的映像記録保管（第4条） 性的姿態等映像送信（第5条） 性的姿態等映像記録（第6条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

標準例一覧（学校職員の懲戒処分に関する指針）

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一般服務關係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内	-	-	●	●
	イ 11日以上20日以内	-	●	●	-
	ウ 21日以上	●	●	-	-
	(2) 遅刻・早退	-	-	●	●
	(3) 休暇の虚偽申請	-	●	●	●
	(4) 勤務態度不良	-	●	●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為（暴行・暴言）	●	●	●	●
	(6) 公文書偽造等	●	●	●	-
	(7) 虚偽報告	-	●	●	●
	(8) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加	-	-	●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●	-	-
	(9) 守秘義務違反				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●	-	-
	（自己の不正な利益を図る目的）	●	-	-	-
	イ 情報セキュリティ対策懈怠による秘密漏えい	-	●	●	●
2 公金物品取扱い	(10) 政治的行為の制限違反	●	●	●	●
	(11) 営利企業等の従事制限違反	●	●	●	●
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集	-	-	●	●
	(13) 個人情報の盗難・紛失・流出	-	-	●	●
	(14) 個人情報の不当利用	●	●	●	-
	(15) 不適切な事務処理	●	●	●	●
	(16) ハラスメント行為	●	●	●	●
	(17) 収賄	●	-	-	-
	(1) 横領	●	-	-	-
	(2) 窃取	●	-	-	-

事由		免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対する非違行為	(1) 体罰				
	ア 死亡又は重大な後遺症が残る傷害を伴う体罰	●	●	-	-
	イ 常習的若しくは悪質な体罰又は体罰の隠ぺい	●	●	●	-
	ウ 上記ア及びイ以外の体罰	-	●	●	●
	(2) 著しく不適切な指導又は言動	-	●	●	●
	(3) わいせつ行為等				
	ア 児童生徒性暴力等	●	-	-	-
	イ 上記アに類似する行為	●	●	●	-
	ウ わいせつな言辞等の性的な言動	-	●	●	●
	エ 上記ウを繰り返した場合	●	●	●	-
公務外非行関係	(4) いじめへの対応				
	ア 加担・助長	●	●	●	●
	イ 適切な対応の懈怠・放置	-	●	●	●
	(5) SNS等を使用した児童生徒との私的なやり取り	-	-	-	●
	(1) 放火	●	-	-	-
	(2) 殺人	●	-	-	-
	(3) 傷害	●	●	●	-
	(4) 暴行・けんか	-	●	●	●
	(5) 公務執行妨害	●	●	●	-
	(6) 器物損壊	-	●	●	●
	(7) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物	●	-	-	-
	イ 遺失物等	-	●	●	●
	(8) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●	-	-
	イ 強盗	●	-	-	-
	(9) 住居等侵入	●	●	●	-
	(10) 詐欺・恐喝	●	-	-	-
	(11) 賭博				
	ア 賭博	-	-	●	●
	イ 常習賭博	●	●	-	-
	(12) 公租公課の滞納	-	●	●	●
	(13) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●	-	-	-
	(14) 酗釈による粗野な言動等	-	●	●	●
	(15) わいせつ行為等	-	-	-	-
	ア 別表に掲げるわいせつ行為等	-	-	-	-
	イ 上記アに類似する行為	●	●	●	-

(16) その他刑法又は特別刑法違反		●	●	●	●
事 由		免 職	停 職	減 給	戒 告
5 監督責任	(1) 指導監督不適正	-	-	●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認	●	●	●	-

別表

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ（第174条） わいせつ物頒布等（第175条） 不同意わいせつ（第176条） 不同意性交等（第177条） 監護者わいせつ及び監護者性交等（第179条） 不同意わいせつ等致死傷（第181条） 十六歳未満の者に対する面会要求等（第182条） 淫行勧誘（第183条）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春（第4条） 児童買春周旋（第5条） 児童買春勧誘（第6条） 児童ポルノ所持・提供等（第7条） 児童買春等目的の人身売買等（第8条）
軽犯罪法	露出（第1条第20号） のぞき（第1条第23号）
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為（禁止命令等違反を含む） (第18条、第19条、第20条)
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	性的姿態等撮影（第2条） 性的映像記録提供等（第3条） 性的映像記録保管（第4条） 性的姿態等映像送信（第5条） 性的姿態等映像記録（第6条）
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等（第34条） 淫行等（淫行、わいせつな行為等）（第38条） 児童ポルノ等の提供を求める行為（第38条の2）
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為（痴漢、のぞき、盗撮等）（第2条の2）
上記に類似する法令違反行為	

学校職員の懲戒処分に関する指針 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第1 基本事項 (略)	第1 基本事項 (現行のとおり)	
第2 標準例 1～2 (略)	第2 標準例 1～2 (現行のとおり)	
3 児童生徒に対する非違行為 (1)～(4) (略)	3 児童生徒に対する非違行為 (1)～(4) (現行のとおり) <u>(5) SNS等を使用した児童生徒との私的なやり取り</u> <u>校長の許可を受けることなく、SNS (※)、メール、電話</u> <u>等を使用し、児童生徒と私的なやり取りを行った職員は、戒</u> <u>告とする。</u> <u>※ 「SNS」とは、インターネット上で提供されるウェ</u> <u>ブ (Web) サービスを利用して、ユーザーが情報を発信、</u> <u>あるいは相互に情報のやり取りを可能とする情報伝達媒</u> <u>体</u>	(5)新設 不祥事の未然防止の ため、教職員と児童 生徒間の不適切な連 絡方法を非違行為と して明記
4～5 (略)	4～5 (現行のとおり)	
第3 適用期日 本指針は、令和7年5月12日以降に発生した非違行為より適用する。	第3 適用期日 本指針は、 <u>令和7年8月</u> 以降に発生した非違行為より適用する。	適用期日を変更
第4 交通事故・違反の基準等について (略)	第4 交通事故・違反の基準等について (現行のとおり)	